

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	公共建築物保全指導事務			事業コード	1646
所属コード	036000	課等名	資産管理活用事務局	係名	
課長名	齊藤 俊一	担当者名	加藤, 佐藤	内線番号	2652
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	健全な財政運営の実現	コード	1
	基本事業	公有財産の適正管理	コード	3
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 1 目 アセットマネジメント推進事務（020-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 12 年度
根拠法令等 (H26)	建築基準法（第 12 条）			

(2) 事務事業の概要

市有建築物の維持管理の適正化及び安全確保のため、定期点検の実施、日常点検等の保全に関する指導を行う。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市有建築物の老朽化の進行にともない、施設台帳の整備による現状把握、中長期の保全に関する計画の策定及び既存施設への保全に関する助言などにより、適切で効率的な維持管理に取り組むことが必要となっていたことから、平成 12 年度に公共建築物の保全指導に関する事務事業を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 17 年に建築基準法の改正により、市有建築物の定期点検が義務付けとなった。

また、少子高齢化による人口構造の変化や扶助費など義務的経費の増加により厳しい財政状況にあり、公共施設の更新費や維持管理費用の増加等の課題が想定されることから、平成 24 年度に専任組織である資産管理活用事務局を設け、公共施設の配置のあり方や長寿命化について検討をしており、平成 26 年度に「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策定した。

さらに、平成 27 年度には同計画の「中期計画」及び「実施計画」を策定する予定である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

次のものを除く床面積が 100 ㎡を超える特殊建築物

- ・ 小中学校（教育委員会が実施）
- ・ 企業会計所管建物

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 定期点検対象建築物	件	218	218	212	212	212
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

- ・ 法令に基づく定期点検の実施及び報告書の作成，維持管理の指導
- ・ 外壁にタイルを施工している建物への点検要請

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 定期点検対象建築物	件	139	123	201	212	212
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

対象施設は，法令の規定により定められていることから変更はしない。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 定期点検実施率＝定期点検実施建築物／定期点検対象建築物	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	%	58.3	31.0	94.8	100	100
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1740	880	2000	2100	2000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	6960	3520	8000	8400	8000
計	トータルコスト A+B	千円	6960	3520	8000	8400	8000
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

定期点検は法令の規定に基づき実施しているため、整合性がある。

② 市の関与の妥当性

定期点検は法令の規定に基づき実施しているため、妥当性がある。

③ 対象の妥当性

市民の利用する施設を安全かつ効率的に維持管理する必要がある、妥当性がある。

④ 廃止・休止の影響

廃止・休止した場合、市民の利用する施設の安全確保に支障がある。

また、法令の規定に基づく事務事業であり、廃止・休止できない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

日常の維持管理を実施，助言，指導することによって，施設の安全管理や適切な施設の長寿命化が図られる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

不特定多数の施設利用者への安全確保が図られるため，特定の受益者はない。

また，国土交通省の定めた点検基準により実施しているため，対象施設は一律かつ公平な点検評価となっている。

(4) 効率性評価

計画的な工程管理により現地調査を行い，維持管理指導，報告書の作成及び通知を行っているため，当該事務事業にかかる事業量の効率性が図られている。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	経営資源配分の最適化	コード	
	小施策（推進項目）	アセットマネジメントの推進	コード	

(2) 改革改善の方向性

各施設の適正な維持管理に加え，市有建築物の適正配置を検討し，今後も維持継続する施設については，計画的な保全により長寿命化を図る必要がある。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市民との合意形成を図りながら，「公共施設保有最適化・長寿命化計画」を策定し，計画的な維持保全を実施する。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

定期点検制度は，建築基準法に基づく制度であり継続して実施し，適正な維持管理の指導を行っていく。

なお，「市有建築物保全計画実施要綱」は，平成 27 年度末までに策定する「公共施設保有最適化・長寿命化計画」に移行することから廃止の予定である。